

(堤 県議)

まず決算関連についてです、日出生台演習について。

今年2月から3月にかけて米海兵隊の演習が行われ、県として警備費などは予備費で対応しています。今年の演習は3年連続して行われ、来年2月にも13回目の演習が計画されています。県民は「日出生台での演習にオスプレイが参加するのではないか」という不安を持っています。

国に対し日出生台での演習そのものの中止を求めるのはもちろんですが、オスプレイは参加させないと約束させることが大切だと考えます。

オスプレイを日出生台での演習に参加させないように約束させるのには理由があります。それは、8月29日の夕刻、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイの警告灯が点灯したため大分空港に緊急着陸したからです。この機体は6月にも沖縄県の米海兵隊伊江島補助飛行場に緊急着陸しており、さらに大分空港に緊急着陸する前日の8月28日には山口県の岩国基地でも白煙を上げていることが明らかとなっています。

私は、9月7日に党の山下芳樹参議院議員・田村貴昭衆議院議員など国会議員団とともに、大分空港へ行き、大分空港事務所空港長や九州防衛局の職員から緊急着陸の状況を聞き取りしました。その際駐機場場に止まっているオスプレイの近くまで行き、米軍関係者から話を聞きましたが「白煙については通常あること。ナセルを動かすとき下にオイルがたまりそれに火が付く」と日常的に深刻な故障が起きていることを示す驚くべき発言がありました。オスプレイは常に危険な状況で飛んでいることとなります。さらに「本日7日15時には岩国に向けて試験飛行も兼ねて飛ぶ予定」と話しましたが、15時前、エンジン部分から再び白煙が立ち上り、また整備に戻りました。その後9月8日の午前10時半過ぎに岩国に向けて飛び立ちました。本県には防衛相から具体的な内容のない4点に渡る文章が来たのみです。

共産党県委員会と平和委員会が8月30日に県へ要望に行ったとき、「九州防衛局からは詳細な情報は聞いていない」と担当者が言っています。また知事としても定例記者会見で「原因究明と安全航行」を九州防衛局に求めています。県は九州防衛局からの情報をホームページで公開していますが、多くの県民には「故障の原因」や「なぜ大分空港なのか」などの情報が明らかになっていません。また政府はオーストラリアや沖縄での墜落等を受けて「飛行自粛や安全確認ができるまで飛行中止」を要請したと言いますが、全く守られていないのが実態であり、それを容認してきた政府の態度も重大です。

国や米軍に厳しく飛行中止を求めるべきだと思います。

そこでお伺いします。このようにエンジンを取り換えても白煙を上げるオスプレイは重要な欠陥があるということです。このような認識はお持ちでしょうか。また白煙の原因について九州防衛局に確認しているのでしょうか。知事として情報開示

を早急に行うよう国に求めるべきですがいかがでしょうか。本県に何の報告もないまま大分空港を飛び立つことに憤りを禁じえませんが知事としての考え方はいかがでしょうか。

普天間から岩国へ飛行するとき鹿児島や別府湾、国東を通っていきます。このようなオスプレイが大分県の上空を飛ぶことほど危険なことはありません。安全というなら飛ばさないことが一番と考えますがいかがでしょうか。

緊急着陸された大分県として日出生台での演習にオスプレイを参加させないこと、また全国で展開しているオスプレイの飛行訓練の中止、自衛隊による17機導入の中止を国に求めるべきと考えます。以上5点について知事の答弁をも求めます。

(知事)

日出生台演習とオスプレイについてご質問を頂きました。

今朝もそうでしたが、最近北朝鮮の核実験、あるいはミサイル発射といった挑発行為が続いています。

改めて日米同盟の重要性を感じているこの頃。このなか、米軍のオスプレイの大分空港への緊急着陸がありました。

県民の皆さんにはいろいろと驚きや不安を感じた方も多いのではないかと思います。

オスプレイに関しては、直ちに九州防衛局に確認するとともに、その他関係機関からの情報収集に努め、併せて職員を現地に派遣しました。その後、離陸するまでの11日間、絶えず情報を県ホームページや報道機関を通じ、県民の皆さんにお知らせしてきました。

また、九州防衛局に対し、政府から米軍に原因究明と安全飛行を要請し、その結果を県に報告するよう申し入れたところです。

今回緊急着陸したオスプレイについては、着陸時と離陸前日にエンジンから白煙が出ました。この件に関し、九州防衛局に確認しましたが、米軍からはエンジンの初動あるいは停止の段階で通常あり得ると発表があり、それ以上の説明がありませんでした。

離陸時期に関しては、早期の情報提供を九州防衛局に求めましたが、離陸直前に、米軍から機体の最終点検後、問題がなければ岩国基地に向かうとの連絡がなされただけでした。

オスプレイについて、大分県上空の飛行や日出生台演習場での訓練、さらには自衛隊への導入に関してご指摘をいただきました。

これらについては、県民の安全・安心を確保する立場から、今回の事故の原因究明や安全飛行の確保等について万全を期すことやこれらに関する情報提供等について、申し入れているところです。

(堤 県議)

北朝鮮問題は別にして、白煙が通常上がるという問題、それと名護市に墜落したものは空中給油中の事故です。

左右のプロペラが給油口の近くで回転して、わずかなミスでも重大事故に繋がりがねない。あの大きな飛行機で白煙が常に出るなんてありえない。

重大な欠陥があるという認識を持っているかどうか再度お伺いいたします。

もう1つは9月12日に菅官房長官が、普天間のオスプレイが、九州で行われる日米共同演習に参加することを検討していると報道もありました。

また今朝の新聞でも四社協が日出生台演習場の使用に関する協定でオスプレイに関する記述が盛り込まれているという報道があります。具体的にはどういった経過でこれらのことが記述されているのでしょうか。2つについて答弁を求めます。

(知事)

初動の時、着陸の時に白煙が上がったという事について、私どもも大変その事を心配してまして、防衛局を通じて米軍に問い合わせるように言いましたが、共産党の皆さんが伺ったのと同じような答弁でした。

それ以上のことは、政府も含めて今は分からないという状況です。それから、日出生台の演習にオスプレイがあるかどうか、今日の新聞記事だと思いますが、ご存知のように日出生台の利用について、今四社協と陸上自衛隊が使用する場合がありますから、その事については、ご存知のように協定を持って県民の安全・安心の立場から我々はいろんなことを取り決めているところです。

その中に例えば、夜間の演習時間の問題等々入っている訳です。ちょうどこの秋にこの協定の期限が切れるとなっていて、したがってこれについて自衛隊の方と協定をどうするかという話しをやらなければいけない。やらないとそのまま協定がなくなるので、どうするかという話しを四社協と自衛隊の間でやっているというのが今の状況。その中で基本的には今までの協定に不都合が無いので、そのまま延長の方向で議論をしてるわけです。

ちょうどオスプレイの問題が出てきている時期でもあるので、そのことについて一言も触れないのもおかしいかもしれないということで議論もして、そういうものが万が一あるときにはちゃんとそれはお話しするという話しもあり、なおその話しがあるんじゃないだろうかと話しをしたら、もちろん今の段階でそのような事は全くありませんという事があったという話しだと思います。

後は新聞記事に載っていることなので私は承知していません。

(堤 県議)

出られた方は誰ですか。

(知事)

四社協ですから、大分県は副知事が出ています。答弁は私がやります。

(堤 県議)

その協定にはオスプレイ問題でどのような記述がされているんですか。

(知事)

今、最終の詰める段階ですから差し控えたいと思います。

(堤 県議)

本当はこの問題だけで10分やりたいのですが、他にもあるのでこれはまた継続してやりたいし、実際にどういう具体的な内容で協定を結ぶのかと県民にも明らかにして頂きたい。

最後に、陸上であろうと米軍であろうとオスプレイは大分県の上空に飛ばさせないという立場を主張して次の質問に移ります。

(知事)

日米の安保条約があります。知事協定があります。その中で日本の防衛が成り立っているという事は深く認識しておかないといけないと思う。その中でどういうことを我々はやらなければいけないか、認めなければいけないかということは、よくよく考えなければならない問題です。その事を今日の答弁の冒頭に申し上げましたが、本当に隣の国から挑発行為が続いている時期ですから、日本国民も大分県民も、良く良く考えなければという時期だと思う。但し私どもはもちろん大分県民の安全・安心を守るという立場からあらゆることについて対応していかなければというのはもちろん、全体の世の中の動きというのを、よくよく考えておかないといけないという事はあえて申し上げます。

(堤 県議)

日米同盟の強化の問題については今後本当に議論していかないといけない。日米安保条約そのもので日本に在住している米海兵隊は、基本的には日本を防衛するという任務じゃありませんから。そういうふうな問題の中で、北朝鮮がミサイルを撃った。それを機敏に反応して、軍事対軍事ではなくて、今国連でやっているような外交的な話しをやっていこうというふうな立場に是非これから立っていただきたいと思う。

次に国保の広域化の問題についてです。

来年4月から国民健康保険が広域化されることに伴う標準保険料率の試算計画が9月7日に公表されました。これを見ると2017年度に新制度が導入されたと仮定した場合の試算では、激変緩和措置等を通じて全市町村の1人当たりの保険税額が下がることとなります。今年11月ごろ及び来年1月頃の標準保険料率の算定についても県民に公表すべきと考えますが、答弁を求めます。

また 2017 年 7 月 10 日の厚労省保険局長による「ガイドライン」では、「平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる。」と規定されており、納付金の配分ルールや標準保険料率の算定ルールは県と市町村が協議を行いながら決定するとなっています。これまでの議会での議論でも、市町村の一般会計からの法定外の繰入はできるといっています。

税額の値上げを防ぐために「市町村と協議をし、県としても法定繰入だけではなく、独自に国保会計へ繰入ができる」とも解釈できると考えますが、いかがでしょうか。また市町村に対し今後とも法定外繰入を継続するよう求めることが重要と考えますが答弁を求めます。

保険料率について、ガイドラインでは「保険料率は市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能。」と規定しています。先の議会では「県は市町村ごとに納付金額を決定する」と答弁していますが、国は「将来的には都道府県統一の保険料水準をめざす」と言っています。県として税額の値上げが必須な統一化には反対するようにすべきと考えますが答弁を求めます。また、広域化によって各市町村が実施している保険税の申請減免や短期証や資格証の取扱いはどうなるのでしょうか。答弁を求めます。

(福祉保健部長)

まず標準保険料率についてです。

30 年度分は 11 月に算定し、その後の診療報酬改定等も踏まえ来年 1 月に決定する予定であり、いずれも公表します。

次に国保特別会計への繰入について、そもそも国民健康保険特別会計は、保険給付費など必要な支出を保険税や法定の公費で賄うことにより収支均衡を図るもの。

従って、来年度、県に設置する国保特別会計も、市町村からの給付金、国からの負担金・交付金、法定繰入である県の一般会計からの調整交付金によって賄うものとする。

また市町村についても、保険税及び国等からの公費を財源に納付金を賄うことが基本であるが、これまでの経緯から市町村が独自の法定外繰入について、判断する場合も出てくるかと思う。

まず保険料率の統一について、これまで市町村ごとの保険料率であったことや、医療費水準に差があること、医療費適正化等への取組状況が異なっていることなどの課題を踏まえ、引き続き、市町村と協議していきたい。

次に保険税減免、あるいは短期被保険者証等について、広域化後も引き続き、市町村が事務を担う。

保険税減免については、減免基準や対象期間が、また短期被保険者証や資格証明書については、交付要件や有効期間が、市町村ごとに異なっている。

国保事業の効率的な実施に向け、市町村との協議を継続する。

(堤 県議)

1点だけ、どういう形でその保険料率納付額について反映される仕組みになってますか。

(福祉保健部長)

国保事業納付金とか、標準保険料算定にあたりまして、国保運営方針というのを作成します。

今、この審議をお願いしていますが、国民健康保険運営協議会でして、これに被保険者代表として3名の委員に入っています。加えまして、10月にこの国保運営方針についてはパブリックコメントを行いますので、そういった過程で県民の皆さんのご意見を賜りたいと思っています。

(堤 県議)

最後に九州北部豪雨関連の補正についてです。

今回の九州北部豪雨災害で、8月31日段階で、一部損壊5棟、床下浸水843棟の被害が出ています。しかし一部損壊や床下浸水では、県の支援制度の対象とはなりません。県として「生活再建の目的」というばかりですが、一部損壊や床下浸水でも、泥出しや臭気の問題などにより、通常の生活に戻れないケースもあります。こういう方々の支援も生活再建になるのではありませんか。たびたび被害を受けた方々への支援こそ必要と考えますが答弁を求めます。

2点目、中小企業被災者再建支援策について、被災地域小規模事業者持続化支援事業などがありますが、展示会だとか商談会だとか事務効率販路拡大、こういったものの内容が入っているので、非常に使い勝手がどうなのかという面があります。

そういう中小企業事業者が使い勝手できるような制度に勘案するべきだと思うのですが、それについていかがでしょう。

また申請期間は今日が締め切りですが、今日の状況を教えて下さい。

(防災局長)

大分県災害被災者住宅再建支援制度について。

県の制度では、被災者の生活再建を支援するため、国の制度の対象とならない半壊や床上浸水も対象とし、災害規模要件も設けず1世帯の被災でも適用している。県制度で床上浸水や半壊まで対象を拡大しているのは、そのままの状態では明らかに被災家屋での生活の継続が困難であり、生活再建に多額の費用を要するとの考え方に基づくものです。

なお、一部損壊等の被災者に対しては、全国から寄せられた義援金の配分を行っているところです。

(商工労働部長)

中小企業被災者支援について、従来は自然災害で被災した事業者の支援は、融資利率等の引き下げなどによる金融支援が中心でした。

他方、近年の自然災害による被害の甚大化に対し、金融支援のみでは限界もあり、昨年の熊本地震等では、グループ補助金などによる支援を実施したところ。

今回の被害は、日田・中津地域では平成 24 年に続くもので、地域を守る中小企業、特に小規模事業者に甚大な被害が発生しました。このため県では、直接・間接被害を問わず、この災害を乗り越え、経営計画を作成して意欲的に復旧・復興に取り組む小規模事業者を直接支援することとし、事業用資産の復旧と同時に販路開拓や業務効率化による復興への取組を幅広く後押しすることとした。

なお、既存の補助事業においても、被災地域の事業者に対して採択時に加点するなどの優遇措置を設定し、被災事業者を優先して採択しているところ。

申請状況ですが、補助金申請の受付期限は本日までとなっておりますが、郵送の場合、本日の消印までとなっております。昨日時点で申しますと、12 件です。

(堤 議員)

昨日知事の答弁の中で、国の制度を最大限活用すると、不足の場合は県が支援すると。何よりも 1 日も早く復旧することが大切と答弁されている。まさにその通りだと思います。

ですからそんな中で是非一部損壊も、床下浸水にも拡大して頂きたいと強く要望しておきたいと思います。